

近 畿 地 方 整 備 局
資 料 配 布

配 布 日 時	平 成 2 3 年 6 月 2 9 日 1 4 : 0 0
---------	----------------------------------

件 名	大 気 常 時 観 測 局 の 平 成 2 2 年 度 測 定 結 果
-----	-------------------------------------

概 要	近畿地方整備局では、沿道環境の状況を日常的に把握し、沿道環境対策を計画的かつ効果的に推進するため、管内26箇所の常時観測局により、大気の測定を行っています。 この度、平成22年度の測定結果がまとまりましたのでお知らせ致します。 なお、経年変化や月間値等については近畿地方整備局ホームページに掲載しています。
-----	---

取 り 扱 い	_____
---------	-------

配 布 場 所	近畿建設記者クラブ 京都府政記者室 神戸市政記者クラブ 大手前記者クラブ 兵庫県政記者クラブ ----- なお、神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ所属で資料が必要な方は「近畿地方整備局記者クラブの河野(06-6942-1141内線2811)」までお問い合わせ願います。
---------	---

問 い 合 わ せ 先	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 計画調整課 課 長 補 佐 平 井 義 博 (内 線 4 3 1 2) 電 話 : 0 6 - 6 9 4 2 - 1 1 4 1 (代 表) 0 6 - 6 9 4 7 - 7 4 4 0 (夜 間 直 通) 国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 副 所 長 西 本 信 弘 (内 線 2 0 4) 電 話 : 0 7 5 - 3 5 1 - 3 3 0 0 (代 表) 国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 副 所 長 木 村 是 一 (内 線 2 0 5) 電 話 : 0 6 - 6 9 3 2 - 1 4 2 1 (代 表) 国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 副 所 長 鳥 奥 博 良 (内 線 2 0 4) 電 話 : 0 7 8 - 3 3 4 - 1 6 0 0 (代 表)
-------------	---

大気常時観測局の平成 22 年度測定結果について

1. はじめに

近畿地方整備局では、沿道環境の状況を日常的に把握し、沿道環境対策を計画的かつ効果的に推進するための基礎資料を得るため、管内 26 箇所の常時観測局（次項「近畿地方整備局管内における大気常時観測局の設置位置図」を参照）により、大気の測定を行っています。この度、平成 22 年度の測定結果がまとまりましたので、その概要についてお知らせ致します。

2. 測定項目

NO、NO₂、NO_x、SPM、風向・風速

3. 測定結果の概要

（1）二酸化窒素（NO₂）

環境基準は全 26 局のうち 24 局で達成（達成率は約 92％）

〔平成 21 年度は、同 26 局のうち 22 局で達成（達成率は約 85％）〕

（2）浮遊粒子状物質（SPM）

環境基準は全 26 局のうち 26 局で達成（達成率は 100％）

〔平成 21 年度は、同 26 局のうち 26 局で達成（達成率は 100％）〕

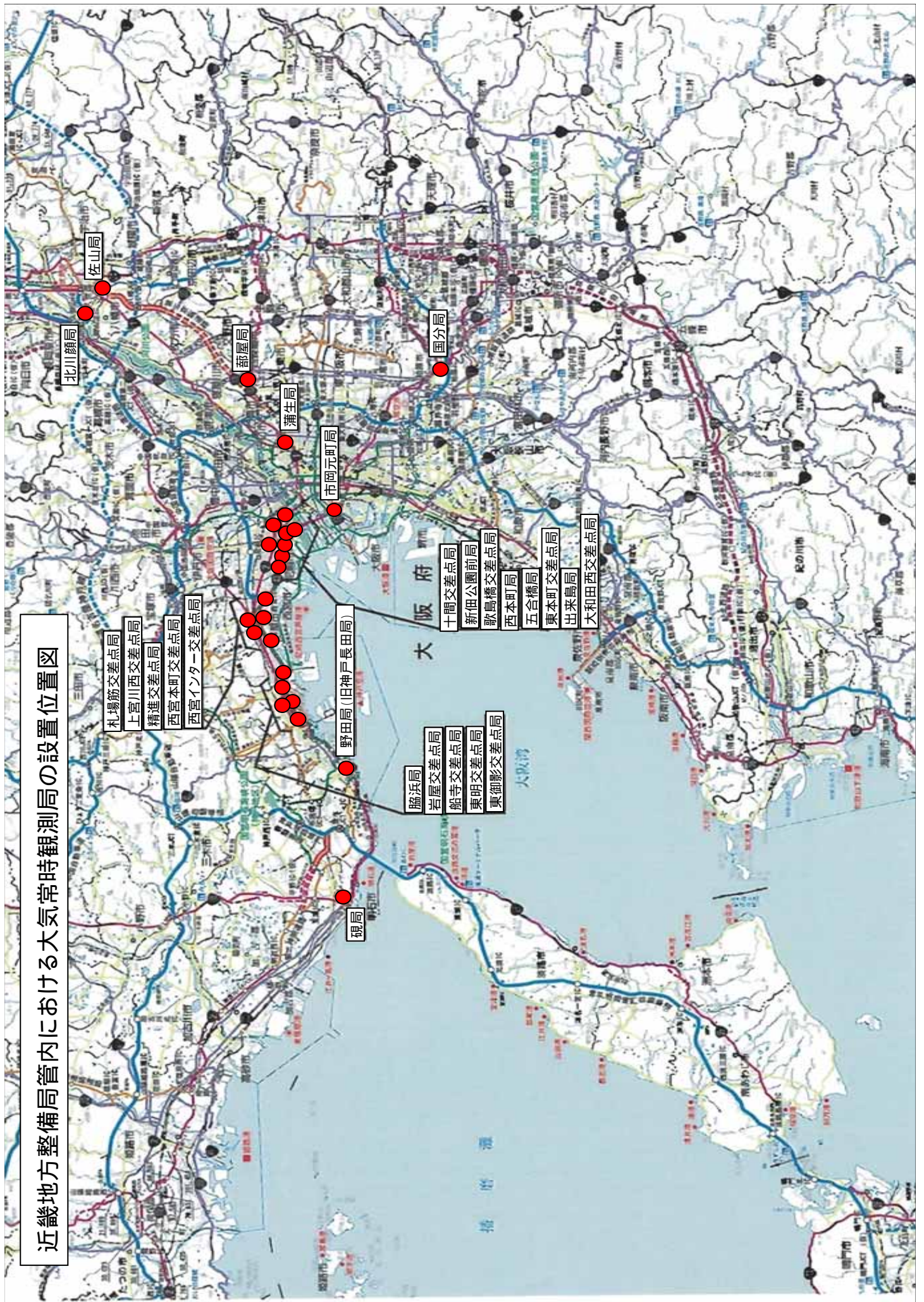
4. 添付資料

（1）近畿地方整備局管内における大気常時観測局の設置位置図	・・・	2
（2）平成 22 年度大気常時観測局測定結果（総括表）	・・・・・・・	3
（3）平成 22 年度大気常時観測局測定結果 （一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物）	・・・・・・・	12
（4）平成 22 年度大気常時観測局測定結果（浮遊粒子状物質）	・・・	22
（参考資料）凡例	・・・・・・・	29

経年変化や月間値等については近畿地方整備局ホームページに掲載しています。

URL：<http://www.kkr.mlit.go.jp/road/sokutei/index.html>

近畿地方整備局管内における大気常時観測局の設置位置図



平成 2 2 年度大気常時観測局測定結果

(総括表)

3.1 測定結果一覧表

府県名	市町村	所在地	路線 番号	測定局	事務所	平成21年度		平成22年度		備 考
						NO ₂ (ppm)	SPM (mg/m ³)	NO ₂ (ppm)	SPM (mg/m ³)	
京都府	久御山町	佐山	1号	佐山局	京都国道	0.033	0.048	0.031	0.052	
		北川顔	478号	キタカワツラキョク 北川顔局	京都国道	0.041	0.048	0.041	0.056	
大阪府	大阪市	港区市岡元町3丁目	43号	市岡元町局	大阪国道	0.073	0.052	0.060	0.065	
		西淀川区佃2丁目	2号	新佃公園前局	大阪国道	0.047	0.054	0.043	0.065	
		西淀川区御幣島一丁目	2号	歌島橋交差点局	大阪国道	0.055	0.056	0.050	0.074	
		西淀川区大野2丁目	43号	大和田西交差点局	大阪国道	0.054	0.054	0.052	0.067	
		西淀川区出来島2丁目	43号	出来島局	大阪国道	0.046	0.053	0.045	0.062	
		城東区今福西3丁目	1号	カモウキョク 蒲生局	大阪国道	0.051	0.049	0.048	0.061	
	柏原市	国分本町2丁目	165号	国分局	大阪国道	0.039	0.053	0.035	0.059	
	四條畷市	中野	163号	シミヤキョク 部屋局	大阪国道	0.052	0.053	0.046	0.063	
兵庫県	神戸市	東灘区御影塚町4丁目	43号	東明交差点局	兵庫国道	0.055	0.050	0.055	0.066	
		東灘区住吉南町	43号	東御影交差点局	兵庫国道	0.056	0.047	0.053	0.060	
		灘区船寺通3丁目	2号	船寺交差点局	兵庫国道	0.043	0.049	0.043	0.059	
		灘区味泥町	43号	岩屋交差点局	兵庫国道	0.058	0.048	0.054	0.058	
		長田区野田町5丁目	2号	野田局（旧神戸長田局）	兵庫国道	0.055	0.054	0.052	0.064	
		中央区脇浜 2 丁目	2号	脇浜局	兵庫国道	0.059	0.052	0.054	0.061	
	尼崎市	東難波5丁目	2号	十間交差点局	兵庫国道	0.051	0.050	0.052	0.057	
		東本町4丁目	43号	東本町交差点局	兵庫国道	0.064	0.057	0.062	0.066	
		西本町3丁目	43号	五合橋局	兵庫国道	0.061	0.054	0.061	0.064	
		西本町5丁目16番	43号	西本町局	兵庫国道	0.061	0.051	0.058	0.062	
	明石市	硯町1丁目	2号	スズリキョク 硯局	兵庫国道	0.043	0.051	0.043	0.066	
	西宮市	和上町	2号	札幌筋交差点局	兵庫国道	0.056	0.048	0.051	0.062	
		今津社前町	43号	西宮イター-交差点局	兵庫国道	0.057	0.051	0.057	0.063	
		久保町10	43号	西宮本町交差点局	兵庫国道	0.057	0.047	0.057	0.059	
	芦屋市	宮塚町	2号	上宮川西交差点局	兵庫国道	0.042	0.049	0.040	0.061	
		浜芦屋町	43号	精道交差点局	兵庫国道	0.054	0.050	0.052	0.064	

1) 環境基準

・二酸化窒素 (NO₂)

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること(日平均値の年間98%値と比較して評価する)

・浮遊粒子状物質 (SPM)

1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること

(日平均値の2%除外値と比較して評価する ただし環境基準を超える日が2日以上連続する場合は非達成)

2) 下線がある数値は環境基準超過を表す

3.2 久御山町域

観測局		佐山局		北川顔局		環境基準
項目	年度	H21	H22	H21	H22	
NO ₂	日平均値の年間98%値 (単位: ppm)	0.033	0.031	0.041	0.041	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること 〔日平均値の年間98%値と比較して評価する〕
SPM	日平均値の最高値 (単位: mg/m ³)	<u>0.137</u>	0.089	<u>0.151</u>	0.098	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること (短期的評価)
	1時間値の最高値 (単位: mg/m ³)	<u>0.499</u>	0.136	<u>0.540</u>	0.152	
	日平均値の2%除外値 (単位: mg/m ³)	0.048	0.052	0.048	0.056	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること 〔日平均値の2%除外値と比較して評価する ただし環境基準を超える日が2日以上連続する場合は非達成 (長期的評価)〕

注) 1. 下線は環境基準非達成を示す。

2. NO₂の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S53.7.11 環境庁告示第38号)「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S53.7.1 環大企第262号環境庁大気保全局長通知)による。

3. SPMの環境基準は「大気の汚染に係る環境基準について」(S48.5.8 環境庁告示第25号)「大気汚染に係る環境基準について」(S48.6.12 環大企第143号環境庁大気保全局長通知)による。

3.3 大阪地域

観測局		市岡元町局		新佃公園前局		歌島橋 交差点局		大和田西 交差点局		出来島局		蒲生局		環境基準
項目	年度	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	
NO ₂	日平均値の 年間 98% 値 (単位: ppm)	<u>0.073</u>	0.060	0.047	0.043	0.055	0.050	0.054	0.052	0.046	0.045	0.051	0.048	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること 〔日平均値の年間 98% 値と比較して評価する〕
SPM	日平均値の 最高値 (単位: mg/m ³)	<u>0.180</u>	<u>0.114</u>	<u>0.215</u>	<u>0.125</u>	<u>0.209</u>	<u>0.143</u>	<u>0.202</u>	<u>0.125</u>	<u>0.172</u>	0.099	<u>0.166</u>	<u>0.109</u>	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること (短期的評価)
	1 時間値の最高値 (単位: mg/m ³)	<u>0.583</u>	0.150	<u>0.687</u>	0.170	<u>0.685</u>	0.197	<u>0.666</u>	0.176	<u>0.575</u>	0.132	<u>0.548</u>	0.147	
	日平均値の 2% 除外値 (単位: mg/m ³)	0.052	0.065	0.054	0.065	0.056	0.074	0.054	0.067	0.053	0.062	0.049	0.061	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であること 〔日平均値の 2% 除外値と比較して評価する ただし環境基準を超える日が 2 日以上連続する場合は非達成 (長期的評価)〕

注) 1. 下線は環境基準非達成を示す。

2. NO₂ の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S 53.7.11 環境庁告示第 38 号)「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S 53.7.1 環大企第 262 号環境庁大気保全局長通知)による。

3. SPM の環境基準は「大気汚染に係る環境基準について」(S 48.5.8 環境庁告示第 25 号)「大気汚染に係る環境基準について」(S 48.6.12 環大企第 143 号環境庁大気保全局長通知)による。

4. 蒲生局は、平成 23 年 3 月に測定休止となった。

3.4 柏原市域・四條畷市域

観測局		国分局		都屋局		環境基準
項目	年度	H21	H22	H21	H22	
NO ₂	日平均値の 年間 98% 値 (単位: ppm)	0.039	0.035	0.052	0.046	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm まで のゾーン内又はそれ以下 であること 〔日平均値の年間 98% 値と 比較して評価する〕
SPM	日平均値の 最高値 (単位: mg/m ³)	<u>0.183</u>	<u>0.112</u>	<u>0.183</u>	<u>0.115</u>	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、か つ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること (短期的評価)
	1 時間値の 最高値 (単位: mg/m ³)	<u>0.580</u>	0.149	<u>0.618</u>	0.150	
	日平均値の 2% 除外値 (単位: mg/m ³)	0.053	0.059	0.053	0.063	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であるこ と 〔日平均値の 2% 除外値と 比較して評価する ただし環境基準を超える 日が 2 日以上連続する場 合は非達成 (長期的評価)〕

注) 1. 下線は環境基準非達成を示す。

2. NO₂ の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S 53.7.11 環境庁告示第 38 号)「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S 53.7.1 環大企第 262 号環境庁大気保全局長通知)による。
3. SPM の環境基準は「大気の汚染に係る環境基準について」(S 48.5.8 環境庁告示第 25 号)「大気汚染に係る環境基準について」(S 48.6.12 環大企第 143 号環境庁大気保全局長通知)による。
4. 国分局は、平成 23 年 3 月に測定休止となった。

3.5 神戸市域

観測局		船寺交差点局		脇浜局		野田局		東御影交差点局		東明交差点局		岩屋交差点局		環境基準
項目年度		H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	
NO ₂	日平均値の年間 98%値 単位 (ppm)	0.043	0.043	0.059	0.054	0.055	0.052	0.056	0.053	0.055	0.055	0.058	0.054	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること 日平均値の年間 98%値と比較して評価する
	日平均値の最高値 単位 (mg/m ³)	<u>0.173</u>	<u>0.101</u>	<u>0.169</u>	0.099	<u>0.181</u>	<u>0.123</u>	<u>0.170</u>	<u>0.111</u>	<u>0.193</u>	<u>0.120</u>	<u>0.167</u>	0.099	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること (短期的評価)
	1 時間値の最高値 単位 (mg/m ³)	<u>0.582</u>	0.173	<u>0.571</u>	0.170	<u>0.584</u>	0.167	<u>0.575</u>	0.160	<u>0.678</u>	0.170	<u>0.559</u>	0.160	
SPM	日平均値の 2%除外値 単位 (mg/m ³)	0.049	0.059	0.052	0.061	0.054	0.064	0.047	0.060	0.050	0.066	0.048	0.058	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であること 日平均値の 2%除外値と比較して評価する ただし環境基準を超える日が 2 日以上連続する場合は非達成 (長期的評価)

注) 1. 下線は環境基準非達成を示す。

2. NO₂の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S53.7.11 環境庁告示第 38 号)「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S53.7.1 環大企第 262 号環境庁大気保全局長通知)による。
3. SPMの環境基準は「大気の汚染に係る環境基準について」(S48.5.8 環境庁告示第 25 号)「大気汚染に係る環境基準について」(S48.6.12 環大企第 143 号環境庁大気保全局長通知)による。

3.6 尼崎市域

観測局		十間交差点局		東本町交差点局		五合橋局		西本町局		環境基準
項目 \ 年度		H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	
NO ₂	日平均値の年間98%値 (単位: ppm)	0.051	0.052	<u>0.064</u>	<u>0.062</u>	<u>0.061</u>	<u>0.061</u>	<u>0.061</u>	0.058	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること 〔日平均値の年間98%値と比較して評価する〕
SPM	日平均値の最高値 (単位: mg/m ³)	<u>0.170</u>	0.073	<u>0.173</u>	<u>0.115</u>	<u>0.179</u>	<u>0.117</u>	<u>0.176</u>	0.098	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること (短期的評価)
	1時間値の最高値 (単位: mg/m ³)	<u>0.575</u>	0.131	<u>0.574</u>	0.161	<u>0.595</u>	0.155	<u>0.588</u>	0.136	
	日平均値の2%除外値 (単位: mg/m ³)	0.050	0.057	0.057	0.066	0.054	0.064	0.051	0.062	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること 〔日平均値の2%除外値と比較して評価する ただし環境基準を超える日が2日以上連続する場合は非達成 (長期的評価)〕

注) 1. 下線は環境基準非達成を示す。

2. NO₂の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S53.7.11 環境庁告示第38号)「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S53.7.1 環大企第262号環境庁大気保全局長通知)による。

3. SPMの環境基準は「大気の汚染に係る環境基準について」(S48.5.8 環境庁告示第25号)「大気汚染に係る環境基準について」(S48.6.12 環大企第143号環境庁大気保全局長通知)による。

3.7 明石市域

観測局		観局		環境基準
項目 / 年度		H21	H22	
NO ₂	日平均値の年間 98%値 (単位: ppm)	0.043	0.043	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること 〔 日平均値の年間 98%値と比較して評価する 〕
SPM	日平均値の最高値 (単位: mg/m ³)	<u>0.171</u>	<u>0.126</u>	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること (短期的評価)
	1 時間値の最高値 (単位: mg/m ³)	<u>0.547</u>	0.171	
	日平均値の 2%除外値 (単位: mg/m ³)	0.051	0.066	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であること 〔 日平均値の 2%除外値と比較して評価する ただし環境基準を超える日が 2 日以上連続する場合は非達成 (長期的評価) 〕

注) 1. 下線は環境基準非達成を示す。

2. NO₂の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S 53.7.11 環境庁告示第 38 号)「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S 53.7.1 環大企第 262 号環境庁大気保全局長通知)による。
3. SPMの環境基準は「大気の汚染に係る環境基準について」(S 48.5.8 環境庁告示第 25 号)「大気汚染に係る環境基準について」(S 48.6.12 環大企第 143 号環境庁大気保全局長通知)による。

3.8 西宮市域・芦屋市域

観測局		札幌筋 交差点局		西宮インター 交差点局		西宮本町 交差点局		上宮川西 交差点局		精道 交差点局		環境基準
項目	年度	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	
NO ₂	日平均値の年間98%値 (単位: ppm)	0.056	0.051	0.057	0.057	0.057	0.057	0.042	0.040	0.054	0.052	1 時間値の1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下であること 〔日平均値の年間98%値 と比較して評価する〕
SPM	日平均値の最高値 (単位: mg/m ³)	<u>0.158</u>	<u>0.102</u>	<u>0.180</u>	<u>0.123</u>	<u>0.169</u>	0.073	<u>0.173</u>	<u>0.120</u>	<u>0.177</u>	<u>0.129</u>	1 時間値の1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下 であること (短期的評価)
	1 時間値の最高値 (単位: mg/m ³)	<u>0.550</u>	0.148	<u>0.631</u>	0.166	<u>0.587</u>	0.102	<u>0.602</u>	0.171	<u>0.605</u>	0.176	
	日平均値の2% 除外値 (単位: mg/m ³)	0.048	0.062	0.051	0.063	0.047	0.059	0.049	0.061	0.050	0.064	1 時間値の1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であること 〔日平均値の2%除外値 と比較して評価する ただし環境基準を超 える日が2 日以上連 続する場合は非達成 (長期的評価)〕

注) 1. 下線は環境基準非達成を示す。

2. NO₂の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S53.7.11 環境庁告示第38号)「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S53.7.1 環大企第262号環境庁大気保全局長通知)による。
3. SPMの環境基準は「大気の汚染に係る環境基準について」(S48.5.8 環境庁告示第25号)「大気汚染に係る環境基準について」(S48.6.12 環大企第143号環境庁大気保全局長通知)による。

平成 2 2 年度大気常時観測局測定結果

(一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物)

二酸化窒素年間値測定結果（京都）

平成22年度

都道府県	市町村	測定局	用途 地域	二酸化窒素 (NO ₂)									
				有効測定 日数	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	酸化		窒素		(NO ₂)	
								1時間値が0.2ppm を超えた時間数と その割合	1時間値が0.1ppm 以上0.2ppm以下の 時間数とその割合	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の日 数とその割合	日平均値 の98%値	98%値評価 による日平 均値 0.06ppmを 超えた日数
京都府	久御山町	佐山局 北川顔局	調整 一住	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(日)
				361	8593	0.018	0.070	0	0.0	0	0.0	2	0.031
				360	8591	0.023	0.084	0	0.0	0	0.0	11	0.041
													0

二酸化窒素年間値測定結果（大阪）

平成22年度

都道府県	市町村	測定局	用途 地域	二酸化窒素						(NO ₂)							
				有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	化		窒素	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の日 数とその割合	日平均値 の98%値	98%値評価 による日平 均値 0.06ppmを 超えた日数				
								(時間)	(ppm)					(時間)	(%)	(時間)	(%)
大阪府	大阪市	市岡元町局	商	363	8563	0.038	0.112	0	0.0	8	0.1	7	1.9	154	42.4	0.060	0
		新佃公園前局	近商	363	8564	0.023	0.096	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19	5.2	0.043	0
		歌島橋交差点局	商	361	8529	0.031	0.100	0	0.0	1	0.0	2	0.6	65	18.0	0.050	0
		大和田西交差点局	準工	361	8537	0.028	0.099	0	0.0	0	0.0	1	0.3	46	12.7	0.052	0
	柏原市	出来島局	準住	363	8563	0.025	0.099	0	0.0	0	0.0	0	0.0	24	6.6	0.045	0
		蒲生局	商	330	7805	0.025	0.085	0	0.0	0	0.0	1	0.3	15	4.5	0.048	0
		国分局	近商	327	7744	0.022	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	1.2	0.035	0
		四條畷市	準工	357	8472	0.028	0.086	0	0.0	0	0.0	1	0.3	31	8.7	0.046	0

二酸化窒素年間値測定結果（兵庫）

平成22年度

都道府県	市町村	測定局	用途地域	二酸化窒素						(NO ₂)			
				有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	酸化		窒素	窒素		98%値評価による日平均値
								1時間値が0.2ppmを超えた割合	1時間値が0.1ppm以下0.2ppm以上の割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の割合	日平均値の98%	
				(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)
兵庫県	神戸市	東明交差点局	準工	362	8544	0.030	0.114	0	0.0	11	0.1	2	17.7
		東御影交差点局	準工	362	8544	0.029	0.108	0	0.0	4	0.0	3	16.3
		船寺交差点局	近商	362	8540	0.022	0.080	0	0.0	0	0.0	0	3.3
		岩屋交差点局	準工	362	8540	0.031	0.087	0	0.0	0	0.0	2	20.2
		脇浜局	準工	362	8545	0.033	0.103	0	0.0	1	0.0	0	26.2
		野田局(旧神戸長田局)	近商	362	8549	0.029	0.117	0	0.0	1	0.0	0	13.8
	尼崎市	十間交差点局	商	352	8347	0.031	0.093	0	0.0	0	0.0	1	15.9
		東本町交差点局	準工	360	8518	0.037	0.112	0	0.0	5	0.1	9	43.1
		五合橋局	準工	362	8548	0.038	0.107	0	0.0	5	0.1	8	46.4
		西本町局	準住	347	8293	0.032	0.131	0	0.0	12	0.1	6	28.5
		碓局	近商	362	8549	0.022	0.083	0	0.0	0	0.0	0	3.9
		札幌場交差点局	商	362	8545	0.031	0.098	0	0.0	0	0.0	1	15.2
	西宮市	西宮インター交差点局	近商	362	8545	0.032	0.094	0	0.0	0	0.0	2	24.3
		西宮本町交差点局	近商	362	8530	0.034	0.090	0	0.0	0	0.0	4	38.7
		上宮川西交差点局	一住	362	8542	0.019	0.094	0	0.0	0	0.0	0	2.5
	芦屋市	精道交差点局	一住	362	8539	0.033	0.096	0	0.0	0	0.0	1	26.0
													0

一酸化窒素及び窒素酸化物年間測定結果（京都）

平成22年度

都道府県	市町村	測定局	用途地域	一酸化窒素（NO）				窒素酸化物（NO + NO ₂ ）						
				有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	$\frac{\text{NO}_2}{\text{NO}+\text{NO}_2}$
京都府	久御山町	佐山局	調整	361	8593	0.008	0.119	0.030	361	8593	0.026	0.162	0.061	70.3
				360	8591	0.018	0.190	0.055	360	8591	0.041	0.240	0.093	55.5

一酸化窒素及び窒素酸化物年間値測定結果（大阪）

平成22年度

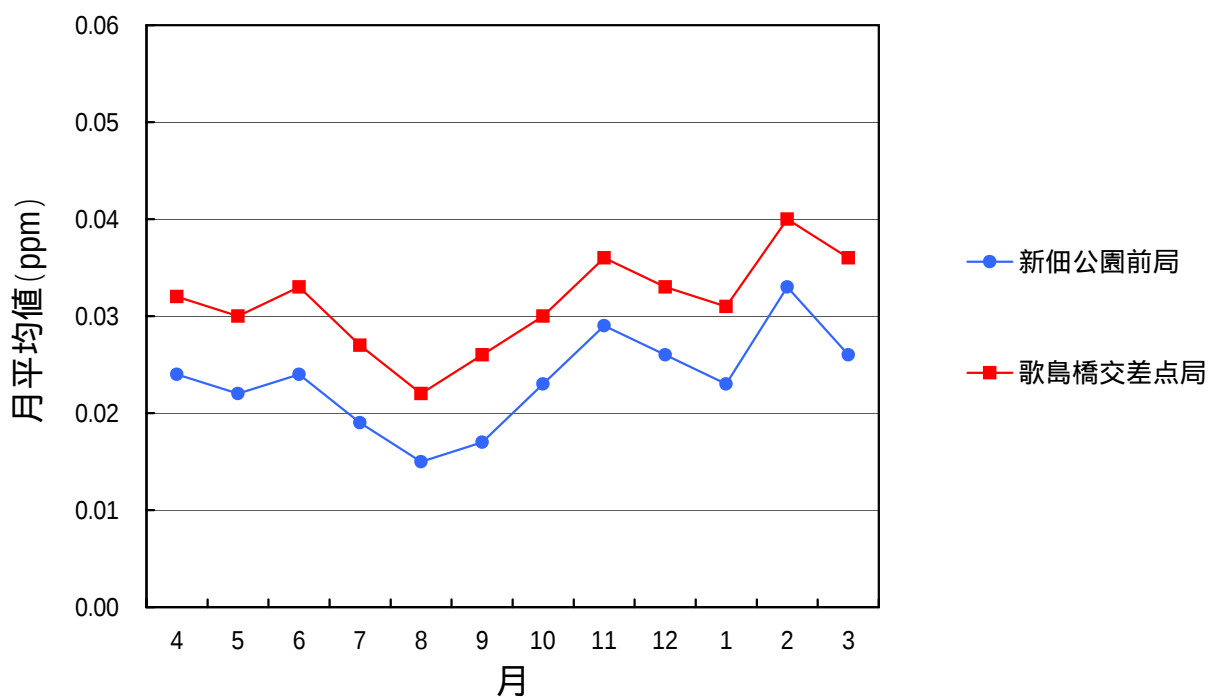
都道府県	市町村	測定局	用途地域	一酸化窒素（NO）				窒素酸化物（NO + NO ₂ ）						
				有効測定数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	$\frac{\text{NO}_2}{\text{NO}+\text{NO}_2}$
				（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（%）
大阪府	大阪市	市岡元町局	商	363	8563	0.052	0.388	0.116	363	8563	0.090	0.466	0.169	42.2
		新佃公園前局	近商	363	8564	0.017	0.222	0.056	363	8564	0.041	0.275	0.102	57.3
		歌島橋交差点局	商	361	8529	0.037	0.352	0.085	361	8529	0.069	0.418	0.132	45.7
		大和田西交差点局	準工	361	8537	0.034	0.327	0.099	361	8537	0.062	0.413	0.145	45.4
		出来島局	準住	363	8563	0.016	0.224	0.048	363	8563	0.041	0.278	0.090	61.2
	柏原市	蒲生局	商	330	7805	0.017	0.168	0.050	330	7805	0.042	0.246	0.094	59.6
		国分局	近商	327	7744	0.021	0.282	0.047	327	7744	0.043	0.346	0.079	50.6
		都屋局	準工	357	8472	0.033	0.308	0.079	357	8472	0.061	0.372	0.121	45.7

一酸化窒素及び窒素酸化物年間値測定結果（兵庫）

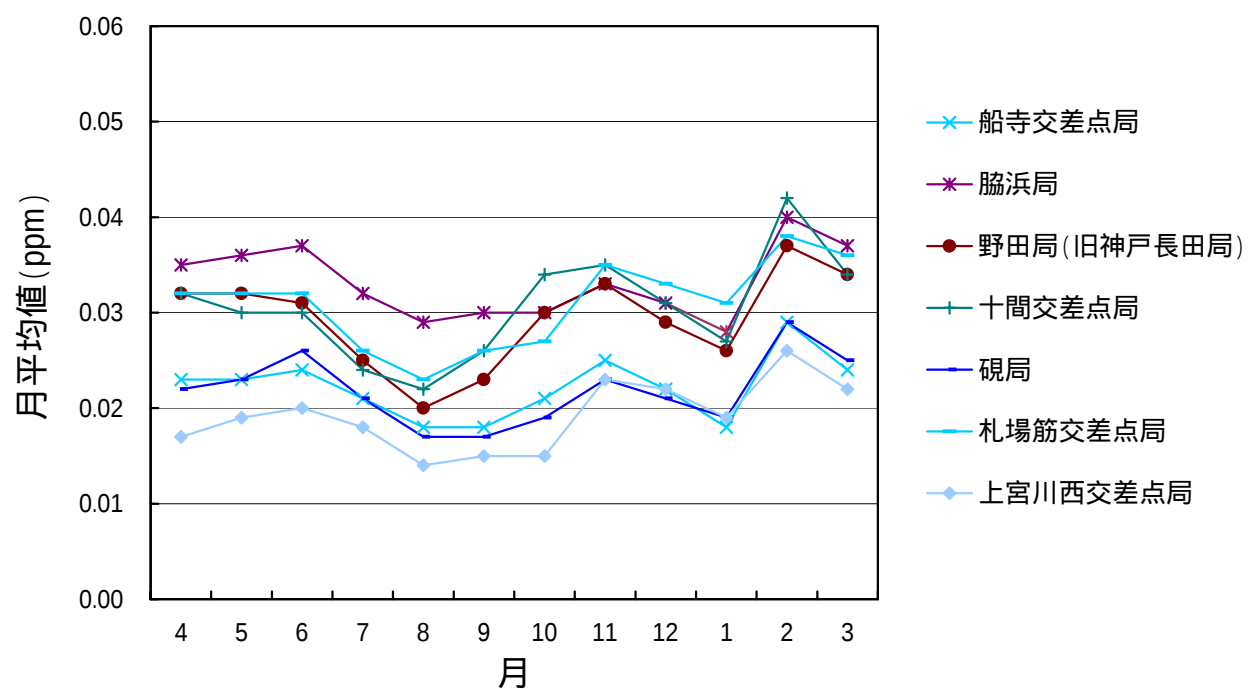
平成22年度

都道府県	市町村	測定局	用途地域	一酸化窒素（NO）				窒素酸化物（NO+NO ₂ ）						
				有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	年平均値の98％値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	年平均値の98％値	
				（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	$\frac{\text{NO}_2}{\text{NO}+\text{NO}_2}$ 値
兵庫県	神戸市	東明交差点局	準工	362	8544	0.029	0.287	0.068	362	8544	0.058	0.376	0.120	51.1
		東御影交差点局	準工	362	8544	0.036	0.347	0.085	362	8544	0.065	0.429	0.128	44.3
		船寺交差点局	近商	362	8540	0.015	0.305	0.048	362	8540	0.037	0.376	0.092	60.2
		岩屋交差点局	準工	362	8540	0.025	0.379	0.072	362	8540	0.057	0.457	0.128	55.3
		脇浜局	準工	362	8545	0.044	0.366	0.093	362	8545	0.077	0.445	0.142	43.1
	尼崎市	野田局（旧神戸長田局）	近商	362	8549	0.031	0.256	0.072	362	8549	0.060	0.320	0.117	48.4
		十間交差点局	商	352	8347	0.029	0.252	0.085	352	8347	0.059	0.314	0.133	51.6
		東本町交差点局	準工	360	8518	0.093	0.534	0.212	360	8518	0.130	0.614	0.267	28.1
		五合橋局	準工	362	8548	0.065	0.406	0.151	362	8548	0.103	0.485	0.204	36.8
		西本町局	準住	347	8293	0.025	0.203	0.067	347	8293	0.057	0.286	0.114	56.6
明石市	硯局	近商	362	8549	0.015	0.159	0.045	362	8549	0.037	0.210	0.084	59.2	
	西宮市	札幌筋交差点局	商	362	8545	0.028	0.188	0.061	362	8545	0.059	0.254	0.108	52.8
芦屋市		西宮インター交差点局	近商	362	8545	0.032	0.253	0.100	362	8545	0.064	0.320	0.155	49.6
	西宮本町交差点局	近商	362	8530	0.045	0.352	0.115	362	8530	0.079	0.434	0.169	43.3	
	上宮川西交差点局	一住	362	8542	0.010	0.131	0.034	362	8542	0.029	0.206	0.070	64.6	
		精道交差点局	一住	362	8539	0.034	0.246	0.075	362	8539	0.067	0.323	0.118	49.3

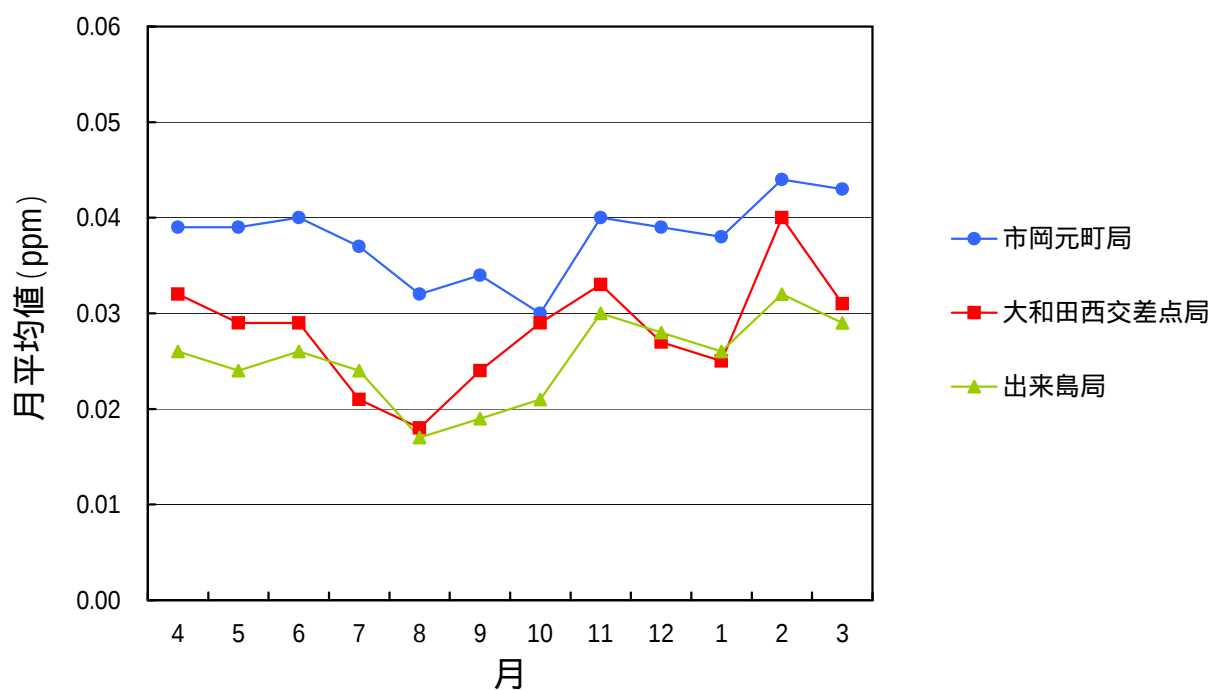
H22年度 二酸化窒素月間値測定結果(大阪2号)



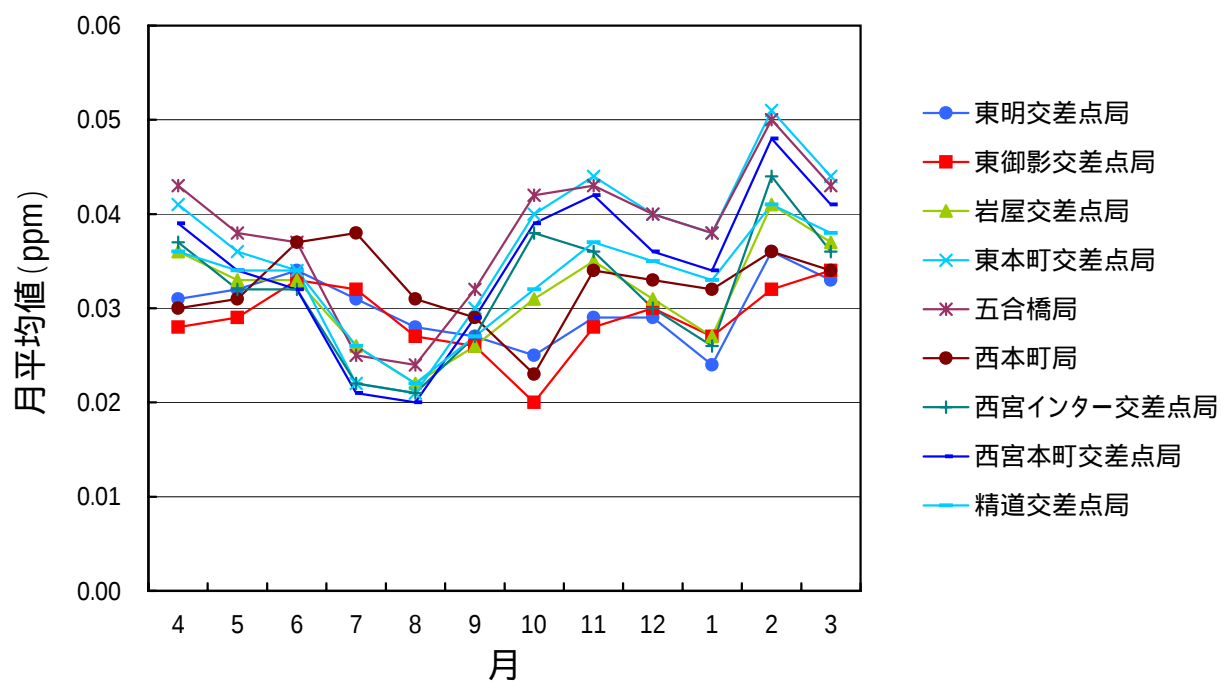
H22年度 二酸化窒素月間値測定結果(兵庫2号)



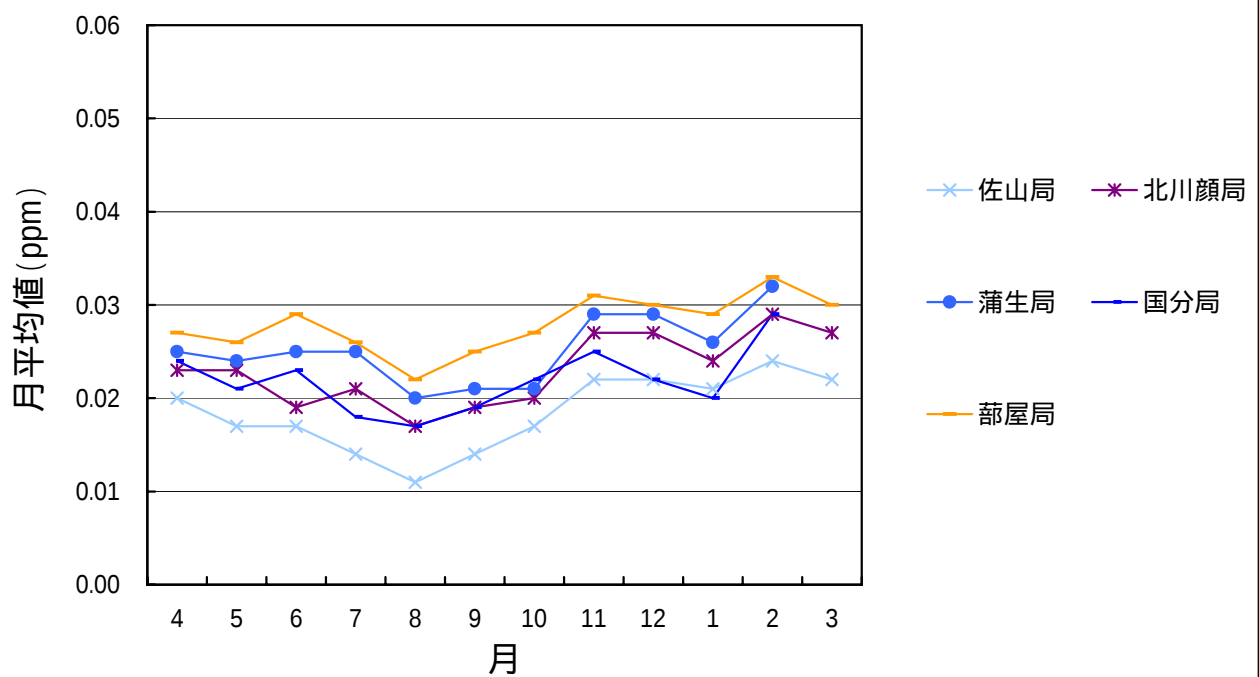
H22年度 二酸化窒素月間値測定結果(大阪43号)



H22年度 二酸化窒素月間値測定結果(兵庫43号)



H22年度 二酸化窒素月間値測定結果(その他の地域)



平成 2 2 年度大気常時観測局測定結果

(浮遊粒子状物質)

浮遊粒子状物質年間測定結果（京都）

平成 2 2 年度

都道府県	市町村	測定局	用途 地域	有効測定 日数	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m^3)	1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた 時間数とその割合		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合		1 時間値の 最高値 (mg/m^3)	日平均値の 2%除外値 (mg/m^3)	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数が 2 日以上連 続したこと の有無 (有 × ・ 無 ○)	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	測定方法
							(時間)	(%)	(日)	(%)					
京都府	久御山町	佐山局 北川顔局	調整 一住	359	8615	0.024	0	0.0	0	0.0	0.136	0.052	○	0	β線吸収法 "
				349	8398	0.025	0	0.0	0	0.0	0.152	0.056	○	0	

浮遊粒子状物質年間測定結果（大阪）

平成22年度

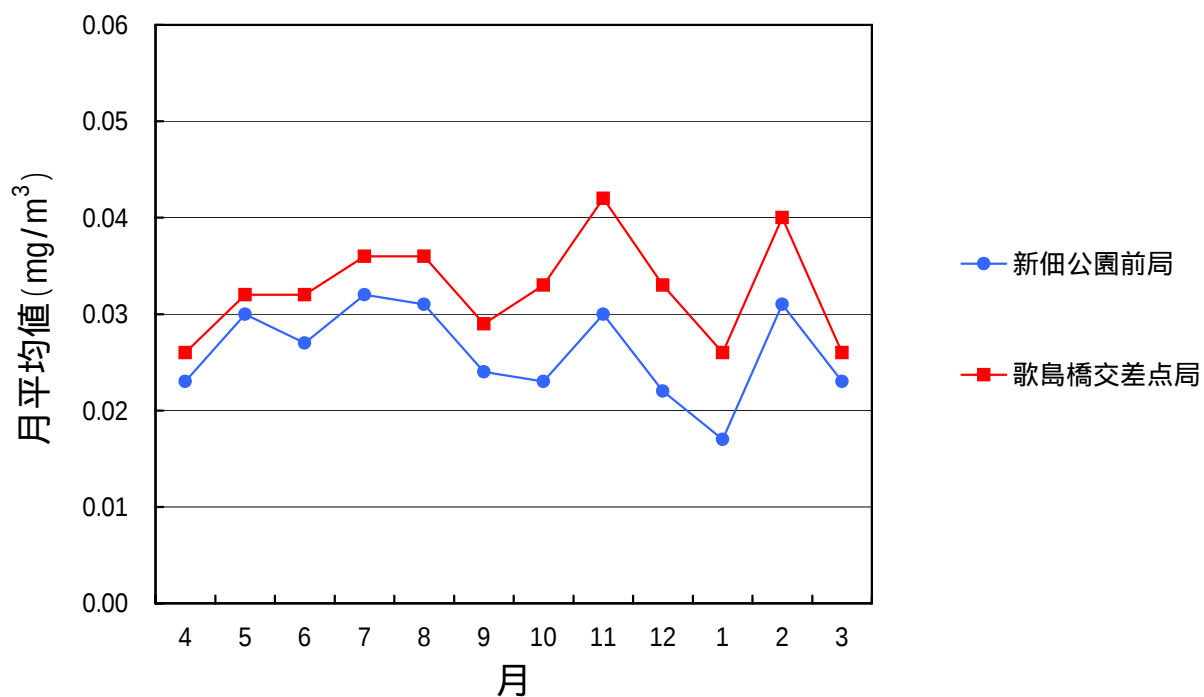
都道府県	市町村	測定局	用途地域	有効測定 日数	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m^3)	1時間値が 0.20 mg/m^3 を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた 日数とその割合		1時間値の 最高値 (mg/m^3)	日平均値の 2%除外値 (mg/m^3)	日平均値が 0.10 mg/m^3 を 超えた日数が 2日以上連 続したことの 有無 (有×・無○)	環境基準の長期 的評価による 日平均値が 0.10 mg/m^3 を 超えた日数 (日)	測定方法
							(時間)	(%)	(日)	(%)					
大阪府	大阪市	市岡元町局	商	363	8696	0.027	0	0.0	1	0.3	0.150	0.065	○	0	β線吸収法
		新佃公園前局	近商	361	8646	0.026	0	0.0	1	0.3	0.17	0.065	○	0	
		歌島橋交差点局	商	355	8552	0.033	0	0.0	1	0.3	0.197	0.074	○	0	
		大和田西交差点局	準工	363	8669	0.026	0	0.0	1	0.3	0.176	0.067	○	0	
		出来島局	準住	363	8694	0.024	0	0.0	0	0.0	0.132	0.062	○	0	
		蒲生局	商	332	7951	0.024	0	0.0	1	0.3	0.147	0.061	○	0	
		国分局	近商	327	7864	0.025	0	0.0	1	0.3	0.149	0.059	○	0	
		都屋局	準工	359	8621	0.026	0	0.0	1	0.3	0.15	0.063	○	0	
大阪府	大阪市														β線吸収法
大阪府	四條畷市														β線吸収法

浮遊粒子状物質年間値測定結果（兵庫）

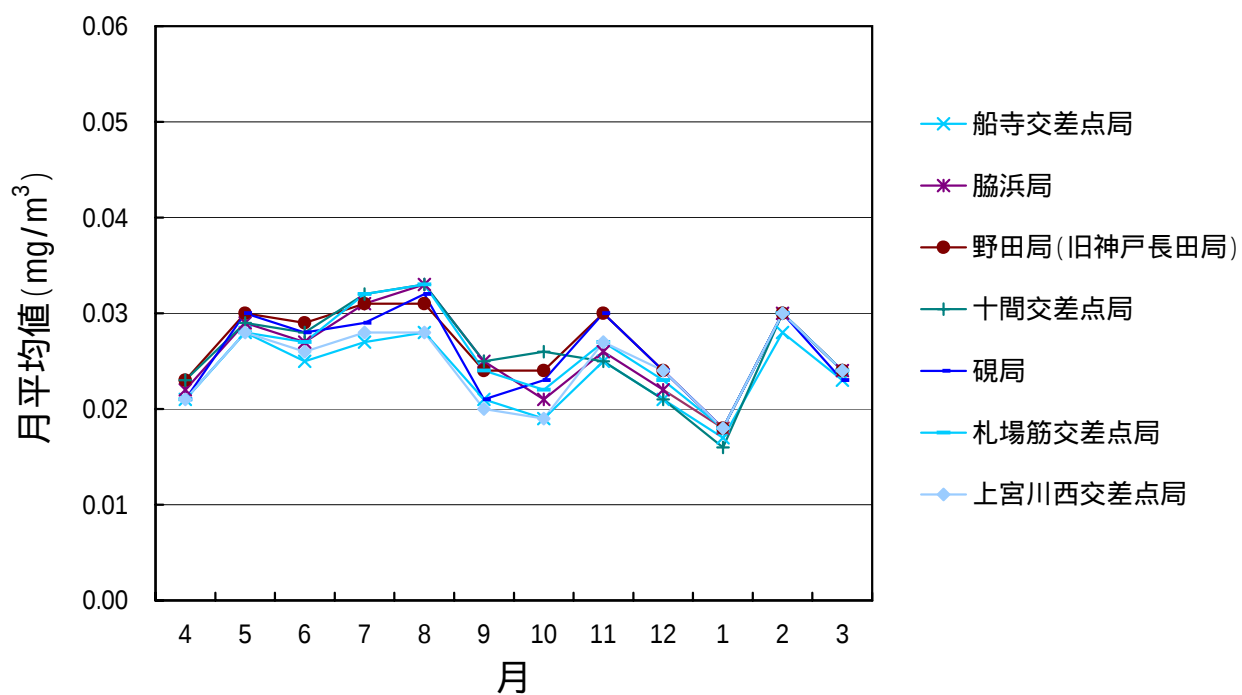
平成22年度

都道府県	市町村	測定局	用途地域	有効測定 日数	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数とその割合		1時間値の 最高値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数が 2日以上連 続したこと の有無 (有×・無○)	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	測定方法
							(時間)	(%)	(日)	(%)					
兵庫県	神戸市	東明交差点局	準工	358	8616	0.026	0	0.0	1	0.3	0.170	0.066	○	0	β線吸収法
		東御影交差点局	準工	358	8613	0.025	0	0.0	1	0.3	0.160	0.060	○	0	
		船寺交差点局	近商	353	8511	0.024	0	0.0	1	0.3	0.173	0.059	○	0	
		岩屋交差点局	準工	358	8610	0.024	0	0.0	0	0.0	0.160	0.058	○	0	
	尼崎市	脇浜局	準工	358	8616	0.026	0	0.0	0	0.0	0.170	0.061	○	0	
		野田局(旧神戸長田局)	近商	358	8595	0.026	0	0.0	1	0.3	0.167	0.064	○	0	
		十間交差点局	商	348	8438	0.026	0	0.0	0	0.0	0.131	0.057	○	0	
		東本町交差点局	準工	340	8235	0.028	0	0.0	1	0.3	0.161	0.066	○	0	
	明石市	五合橋局	準工	358	8620	0.029	0	0.0	1	0.3	0.155	0.064	○	0	
		西本町局	準住	358	8620	0.024	0	0.0	0	0.0	0.136	0.062	○	0	
		硯局	近商	358	8624	0.026	0	0.0	1	0.3	0.171	0.066	○	0	
		札幌筋交差点局	商	358	8606	0.026	0	0.0	1	0.3	0.148	0.062	○	0	
	芦屋市	西宮インター交差点局	近商	358	8618	0.025	0	0.0	1	0.3	0.166	0.063	○	0	
		西宮本町交差点局	近商	343	8278	0.025	0	0.0	0	0.0	0.102	0.059	○	0	
		上宮川西交差点局	一住	358	8608	0.025	0	0.0	1	0.3	0.171	0.061	○	0	
		精道交差点局	一住	347	8382	0.025	0	0.0	1	0.3	0.176	0.064	○	0	

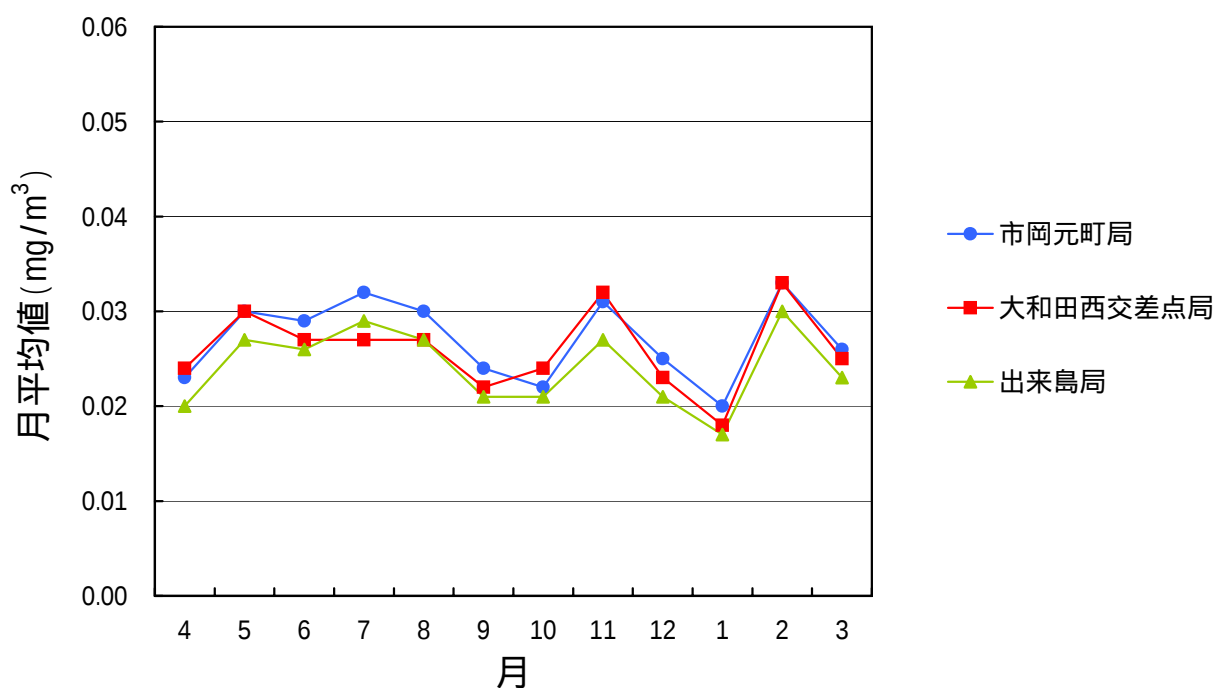
H22年度 浮遊粒子状物質月間値測定結果(大阪2号)



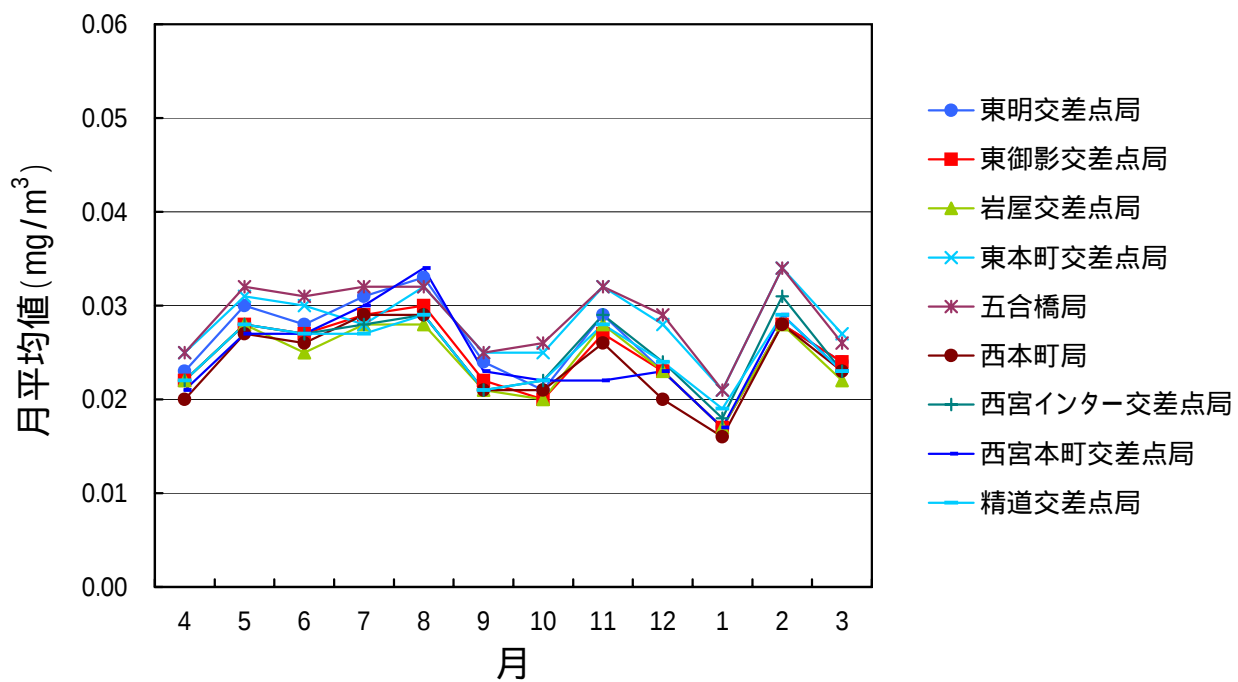
H22年度 浮遊粒子状物質月間値測定結果(兵庫2号)



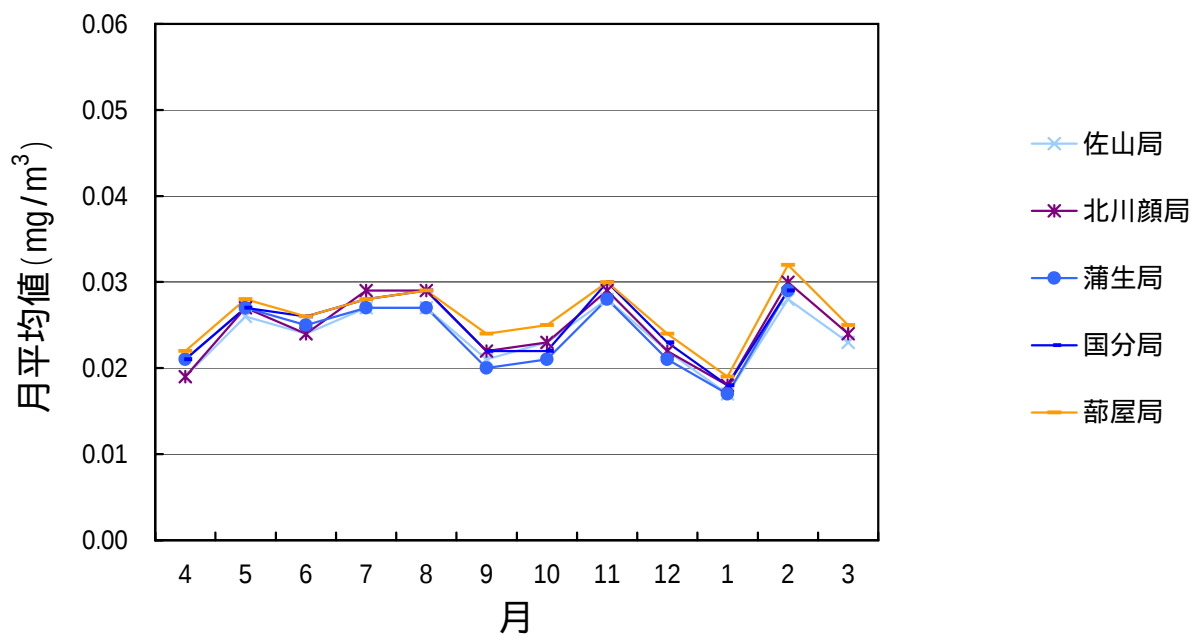
H22年度 浮遊粒子状物質月間値測定結果(大阪43号)



H22年度 浮遊粒子状物質月間値測定結果(兵庫43号)



H22年度 浮遊粒子状物質月間値測定結果(その他の地域)



〈 凡 例 〉

1. 用途地域：都市計画法第8条に定める地域の用途区分であって、「一住」、「商」等の略名は、次のことを意味する。

一住：第一種住居地域

準住：準住居地域

商：商業地域

近商：近隣商業地域

準工：準工業地域

調整：市街化調整区域

2. 数値の記載方法について

- (1) 記載単位は、次のとおりである。

物 質 名	単 位
一 酸 化 窒 素 (NO)	} ppm
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	
窒 素 酸 化 物 (NO + NO ₂)	
浮遊粒子状物質 (SPM)	mg/m ³

- (2) 数値の記載方法は、次のとおりである。

物 質 名	時間値（最高値等）	平 均 値 （月平均値、年平均値等）
NO NO ₂ NO+NO ₂ SPM	小数点以下第3位まで記入する。	小数点以下第4位を四捨五入して、第3位まで記入する。

- (3) 百分率（％）で示す数値の記載方法は、小数点以下第2位まで計算し、四捨五入した上で第1位まで記入する。

例	計算値	記入値
	9.12%	9.1%